

分光光度計購入（大崎広域中央師山衛生センター）仕様書

1 総則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する分光光度計購入（大崎広域中央師山衛生センター）の仕様について定めるものであり、納入者（以下「受注者」という。）は契約書に定めるもののほか、本仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 購入品目及び数量

- (1) 品 目 紫外可視分光光度計
- (2) 仕 様 UV-1280 ※株式会社 島津製作所製
- (3) 購入数量 1 台
- (4) 納入期限 令和6年11月29日

※ 据付調整及び既存シッパユニットの接続と動作確認を含む。

※ 既存撤去品の引き取りを含む。

3 納入場所 大崎市古川師山字庚申55番地1

4 支払方法 納入完了後、一括支払いとする。

5 手続き等

- (1) 本物品において、特許及び実用新案その他法令に触れるものは、すべて受注者の負担において処理すること。
- (2) 本物品において、官公庁等への届け出、申請、検査及び承認等の手続きを必要とする場合は、受注者が代理人としてこれを行うこと。

6 提出書類等

受注者が、契約または納入に際して発注者に提出する書類等は次のとおりとする。

- (1) 給付完了通知書
- (2) 納品書
- (3) 写真帳
- (4) その他必要書類

7 保証

検収後、1年以内に本物品の設計又は構造上の原因により生じた異常は、受注者において無

償で修復するものとする。また、前記期日を過ぎた後においても、明らかに受注者の責任によると認められる異常についても同様とする。

8 疑義

受注者は、本物品の仕様書に記載されていない事項及び、本物品納入遂行上、疑義が生じたときには、発注者と速やかに協議のうえ業務を遂行する。

9 完了検査

受注者は、納入後、速やかに給付完了通知書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。発注者の検査合格をもって完了とする。

10 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱(平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。